

山口県報

平成25年
3月29日
(金曜日)

目 次

規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………二

山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)……………二

と畜場法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………六

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(医務保険課)……………七

母子保健法施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………七

告示

山口県環境影響評価技術指針の一部改正(環境政策課)……………八

母子保健法の規定により徴収する費用の額に関する告示の廃止(健康増進課)……………二



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第二十二号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「総合政策部」を「総合企画部」に改める。

第九条第一号イ②中、「山口県支部小野田湾岸道路建設事務所長」を削る。

第十二条第二項中「第十号」を「第九号」に改め、第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二章第一節第二款第二目の目名中「総合政策部」を「総合企画部」に改める。

第二十九条第四項第一号イ中「第三十三条の四第一号イに掲げる事務」を「法第十八条第二項の措置に係るもの」に改め、同項第二号イ中「こと」の下に「(法第十六条第一項第二号の措置に係るものを除く。)」を加え、同項第四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三十一条第五項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第三十二条を削り、第三十二条の二第二号中「山口県使用料手数料条例施行規則」の下に「(昭和六十年山口県規則第十六号)」を加え、同号イ中「地方自治法施行令」の下に「(昭和二十二年政令第十六号)」を加え、同号ロ中「山口県使用料手数料条例」の下に「(昭和三十一年山口県条例第一号)」を加え、同号ニ中「別表第二の二の項」を「別表第二の一の項」に改め、同条を第三十二条とし、第三十二条の三を第三十二条の二とする。

第三十三条の二第一号ロを八とし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 法第十一条第一項第一号の規定に基づき、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務を行うこと(法第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る。)

第三十三条の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三十三条の三第一号イ中「第十七条の三第一項の規定によるあつせん、調整若しくは要請、法第十八条第三項の措置又は同条第四項の必要な介護等の提供の委託」を「第十八条第二項の措置」に改め、同条第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三十七条の二第三項第一号イを次のように改める。

イ 法第十一条第五項及び第十九条第一項第一号の規定に基づき、森林経営計画(知事が別に定めるものを除く。以下同じ。)の認定をすること。

第三十七条の二第三項第一号ロ中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林経営計画」を「森林経営計画」に改め、同号ハ中「認定森林所有者」を「認定森林所有者等」に、「森林経営計画」を「森林経営計画」に改め、同号ニ中「森林経営計画」を「森林経営計画」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改め、同号ホ中

(条例第四条の二第一項の規則で定める事項)

第三条の二 条例第四条の二第一項の規則で定める事項は、第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する事項とする。

(位置等に関する複数案の設定)

第三条の三 第一種事業等を実施しようとする者は、条例第四条の二第一項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うに当たっては、第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数案を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

(配慮書の記載事項)

第三条の四 条例第四条の三第一項第五号の規則で定める事項は、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要とする。

(配慮書の公表場所)

第三条の五 条例第四条の四の規定により配慮書及びこれを要約した書類を公表する場所は、同条に規定する地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 配慮書事業者の事務所

二 県の保健所

三 関係市町の協力が得られた場合にあつては、当該市町の庁舎その他の施設

四 前三号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設

(配慮書の公表の方法)

第三条の六 条例第四条の四の規定による公表は、前条の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載

二 県のウェブサイトにへの掲載

三 関係市町の協力が得られた場合にあつては、当該市町のウェブサイトへの掲載

(配慮書の公表期間)

第三条の七 条例第四条の四の規定による公表は、配慮書及びこれを要約した書類の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

(配慮書についての知事の見解の提出期間)

第三条の八 条例第四条の五第一項の規則で定める期間は、六十日とする。

(配慮書についての意見の聴取)

第三条の九 配慮書事業者は、条例第四条の六の規定により意見を求める場合は、配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、公告の日の翌日から起算して三十日以上期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第一種事業等の名称、種類及び規模

三 事業実施想定区域

四 配慮書の案又は配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

六 次条第一項の見解書の提出期限、提出先その他当該意見書の提出に必要な事項

二 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 山口県報への掲載

二 関係市町の協力が得られた場合にあつては、当該市町の公報又は広報紙への掲載

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

三 第一項の規定による縦覧については第三条の五の規定を、同項の規定による公表については第三条の六の規定を準用する。

四 配慮書事業者は、意見を求めない場合は、その理由を明らかにするものとする。

(配慮書についての意見書の記載事項)

第三条の十 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第一項の配慮書事業者が定める期間内に、配慮書事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 配慮書の案又は配慮書の名称

三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第三号の見解は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(第一種事業等の廃止等の場合の公表)

第三条の十一 第三条の九第二項の規定は、条例第四条の七第一項の規定による公表について準用する。

2 条例第四条の七第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種事業等の名称、種類及び規模

三 条例第四条の七第一項各号のいずれに該当するかを区分

四 条例第四条の七第一項第三号に該当することを理由とする公表にあつては、引継ぎにより新たに配慮書事業者となつた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第二節 第二種事業に係る判定

第五条第一項第二号八を次のように改める。

八 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は次に掲げる重要な環境要素が存在する地域

(1) 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であつて人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である弱い自然環境

(2) 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であつて、減少又は劣化しつつあるもの

(3) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

(4) 都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であつて地域を特徴づける重要な自然環境

第九章を第十章とする。

第五十条第一項中「第四十三條第四項」を「第四十三條第六項」に改める。

第八章を第九章とする。

第四十五条中「条例第三十五条第一項」を「条例第三十四条の二第一項、条例第三十五条第一項」に、「第四条」を「第三条の二」に改め、「まで」の下に「第三条の十一第二項第四号及び」を、「については」の下に「、第三条の五第一号及び第四号並びに第三条の六第一号中、「配慮書事業者」とあるのは「配慮書都市計画決定権者」と、第三条の九第一項第一号及び第三條の十一第二項第一号中、「配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「配慮書都市計画決定権者の名称」と、第五条の二第二号中、「配慮書事業者」とあるのは「配慮書都市計画決定権者」とを、「第九条第一号中、「事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、」の下に「第九条の二第一号及び第九条の三中、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第九条の四第二項第一号中、「事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、」を加え、「、第十六条及び第十八条第二号中、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」とを削る。

とあるのは「都市計画決定権者」と、第九条の四第二項第一号中、「事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、第九条の五第二号及び」を加え、「、第十六条及び第十八条第二号中、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」とを削る。

第四十九条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とする。

第三十二条第二号中「評価書」の下に「及び要約書」を加える。

第四号中第三十二条の次に次の一条を加える。

（評価書の公表の方法）

第三十二条の二 第九条の二の規定は、条例第二十三条の規定による公表について準用する。

第四章を第五章とする。

第三章中第十二条の前に次の一条を加える。

（準備書の記載事項）

第十一条の二 第五条の二の規定は、条例第十四条第一項第八号の規則で定める事項について準用する。

第十五条第五号中「準備書」の下に「及び要約書」を加える。

第十六条から第十九条までを次のように改める。

（準備書の公表の方法）

第十六条 第九条の二の規定は、条例第十六条の規定による公表について準用する。

（準備書説明会の開催の日時及び場所）

第十七条 第九条の三の規定は、条例第十七条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第九条の三中「条例第七条の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催の公告）

第十八条 第七条及び第九条の四第二項の規定は、条例第十七条第二項において準用する条例第八条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条の四第二項第四号中「条例第七条の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

（責めに帰することができない事由）

第十九条 第九条の五の規定は、条例第十七条第二項において準用する条例第八条の二第四項の規則で定める事由について準用する。

第三章を第四章とする。

第五条の次に次の章名及び一条を加える。

第三章を第四章とする。

第五条の次に次の章名及び一条を加える。

第三章 方法書

(方法書の記載事項)

第五条の二 条例第六条第一項第八号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要
- 二 前号の意見についての配慮書事業者の見解
- 三 条例第四条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

第八条及び第九条第五号中「方法書」の下に「及び要約書」を加え、同条の次に次の四条を加える。

(方法書の公表の方法)

第九条の二 条例第八条の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトにへの掲載
- 二 県のウェブサイトにへの掲載
- 三 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町のウェブサイトにへの掲載

(方法書説明会の開催の日時及び場所)

第九条の三 条例第八条の二第一項の方法書説明会は、できる限り参加する者の参集の便を考慮してその開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第七条の地域に二以上の市町の区域が含まれていることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、当該方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第九条の四 第七条の規定は、条例第八条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第八条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 条例第七条の地域の範囲
- 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

第九条の五 条例第八条の二第四項の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。

本則に次の一章を加える。

第十一章 雑則

(条例第五十条第一項の規則で定める軽微な変更等)

第五十二条 第三十六条の規定は、条例第五十条第一項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第三十六条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

別表第一の五の項中

へ 発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更の事業	
ト 出力が二万キロワット以上である風力発電所の設置の事業	出力が五千キロワット以上二万キロワット未満である風力発電所の設置の事業
チ 出力が一萬キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の事業	出力が五千キロワット以上二万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の事業

を

に改める。

別表第二の二十五の項を同表の二十六の項とし、同表の十三の項から二十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十二の項の次に次のように加える。

十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以内

トル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第三の二十五の項を同表の二十六の項とし、同表の十三の項から二十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十二の項の次に次のように加える。

十三 別表第一の五の 項のト又は子に 該当する対象事 業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。

別記様式の表中「第43条第5項」を「第43条第7項」に改め、同様式の表中「第4項」を「第6項」に、「5 第7章第2節」を「7 第9章第2節」に、「第6項」を「第8項」に改める。

附則
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第二十五号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和五十九年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記第十号様式中「はひりけ欄」を「貼付け欄」に

「年 齢」欄を

「 年齢又は 出生の年 月日 個体識別 番号」									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同様式の注3

を次のように改める。

3 「月齢又は年齢」欄は、獣畜の種類が牛以外の場合は、年齢（年齢が不明の場合にあつては、推定年齢）を記入すること。

別記第十号様式の注中5を6と、「4を5」と、「3の次に次のように加える。

4 「出生の年月日」欄及び「個体識別番号」欄は、獣畜の種類が牛の場合に限り記入すること。

別記第十五号様式中

「年 齢」									
「月齢又は年齢 出生年月日 個体識別番号」									

に改め、同様式の注を同注3と「

同注3の前に次のように加える。

1 「月齢又は年齢」欄は、獣畜の種類が牛以外の場合は、年齢（年齢が不明の場合にあつては、推定年齢）を記入すること。

2 「出生の年月日」欄及び「個体識別番号」欄は、獣畜の種類が牛の場合に限り記入すること。

第十二条中「別記第十三号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第四条とし、第十三条を第五条とする。

別記第一号様式から別記第八号様式までを削る。

別記第九号様式(その一)中「(第10号様式)」を「(第2号様式)」に改め、同様式(その一)を別記第一号様式(その一)とする。

別記第九号様式(その二)中「(第10号様式)」を「(第2号様式)」に改め、同様式(その二)を別記第一号様式(その二)とする。

別記第十号様式中「(第11号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同様式を別記第二号様式とする。

別記第十一号様式中「(第11号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第十二号様式中「(第11号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

別記第十三号様式中「(第12号様式)」を「(第4号様式)」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

附 則

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律(平成二十三年法律第百五号) 附則第二十九条ただし書の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十二条の規定による改正前の母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) 第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要する費用に係る改正前の母子保健法施行細則第九条の規定による徴収については、なお従前の例による。

山口県告示第百三十八号

山口県環境影響評価技術指針(平成十一年山口県告示第四百十四号)の一部を次のように改正する。



平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

第一条の次に次の一条を加える。

(位置等に関する複数案の設定)

第一条の二 第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数案(以下「位置等に関する複数案」という。)の設定に当たっては、第一種事業等を実施する区域の位置又は第一種事業等の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種事業等の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために第一種事業等に係る施設等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

2 位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業等を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合は当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

第二条の見出し中「事業特性」を「計画段階配慮事項の検討に係る事業特性」に改め、同条第一項中「対象事業」を「第一種事業等」に、「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する」を「計画段階配慮事項についての検討を行う」に、「当該選定」を「当該検討」に、「対象事業」を「第一種事業等」に、「対象事業実施区域」を「事業実施想定区域」に改め、同項第一号八中「工法、期間及び工程計画」を「計画」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

第三条第三項を削り、同条を第一条の三とする。

第三条の見出し中「環境影響評価の項目」を「計画段階配慮事項」に改め、同条第一項中「対象事業」を「第一種事業等」に、「環境影響評価の項目」を「計画段階配慮事項」に改め、「当該影響要因により」の下に「重大な」を加え、同条第二項第一号中「対象事業の」を「第一種事業等の」に、「対象事業実施区域」を「事業実施想定区域」に改め、同項第二号中「対象事業」を「第一種事業等」に改め、「。以下、土地等の存在及び供用」というを削り、同条第三項第一号イ(2)を次のように改める。

(2) 騒音(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。)及び超低周波音(周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。)

第三条第四項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第三条第五項を削り、同条第六項中「項目の」を「計画段階配慮事項の」に、「選定項目として」を「同項の規定により選定した計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）について、」に改め、同項を同条第五項とし、同条を第一条の四とし、同条の次に次の六条を加える。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定）

第一条の五 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定事項の特性及び第一種事業等が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第一条の八までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第三項第二号エに掲げる環境要素に係る選定事項 次に掲げるような生態系の保全上重要であつて、まゝ存在する自然環境に対する影響の程度を把握する手法

イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であつて人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難であるぜい弱な自然環境

ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であつて、減少又は劣化しつつあるもの

ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

ニ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であつて地域を特徴づける重要な自然環境

四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

2 前項の規定による手法の選定は、第一条の三の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

3 調査、予測及び評価の結果について、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ前条第一項の規定による計画段階配慮事項の選定及び第一項の規定による手法の選定を追加的に行うものとする。

4 第一項の規定による手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

第一条の六 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法）

三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 第一種事業等の実施によ

り選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合に当たっては、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第一条の七 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に把握する手法(定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法)

二 予測の対象とする地域(以下「予測地域」という。)(調査地域のうちから適切に選定された地域

2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項を、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。

3 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不

確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

第一条の八 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業等の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種事業等を実施しようとする者により実行可能な範囲内である限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

三 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によつて、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、評価において当該基準又は目標を用いることとした考え方を明らかにし、かつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たつて長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

四 第一種事業等を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第二条 第一条の三の規定は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同条第一項中「当たつては」とあるのは「当たつては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で」と、同項第一号八中「計画」とあるのは「工法、期間及び工程計画」と、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二条第一項において準用する前項第二号」と、「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第一条の三第一項第一号に掲げる情報を把握するに当たつては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

第三条 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ことを行うものとする。

一 工事の実施(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)

二 工事の実施が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地等の存在及び供用」という。)

3 第一条の四第三項及び第四項の規定は第一項の規定による検討について、同条第五項の規定は第一項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは、「第三項第一項」と読み替えるものとする。

4 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

第四条の見出し中「調査」を「環境影響評価の項目に係る調査」に改め、同条第一項第一号中「前条第三項第一号」を「前条第三項において準用する第一条の四第三項第一号」に改め、同項第二号中「前条第三項第二号イ及びロ」を「前条第三項において準用する第一条の四第三項第二号イ及びロ」に改め、同項第三号中「前条第三項第二号ハ」を「前条第三項において準用する第一条の四第三項第二号ハ」に改め、同項第四号中「前条第三項第三号イ」を「前条第三項において準用する第一条の四第三項第三号イ」に改め、同項第五号中「前条第三項第三号ロ」を「前条第三項において準用する第一条の四第三項第三号ロ」に改め、同項第六号中「前条第三項第四号」を「前条第三項において準用する第一条の四第三項第四号」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

3 第一項の規定による手法の選定に当たっては、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第二条第一項において準用する第一条の三及び第二条第二項の規定に

より把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。
第五条の見出し中「調査」を「環境影響評価の項目に係る調査」に改め、同条第一項第三号中「調査の対象とする地域(以下「調査地域」という。)」を「調査地域」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第一条の六第二項から第四項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは、「第五条第一項第二号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第五項第一項」と、「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは、「調査の手法の選定を行うに当たつて」と、同条第四項中「その他の当該情報の出自等」とあるのは、「当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

第五条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。
第六条の見出し中「予測」を「環境影響評価の項目に係る予測」に改め、同条第一項第二号中「予測の対象とする地域(以下「予測地域」という。)」を「予測地域」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 第一条の七第二項及び第三項の規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「その他の」とあるのは「予測で用いた原単位及び係数その他の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と読み替えるものとする。

3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

第六条第五項を削る。
第七条の見出し中「評価」を「環境影響評価の項目に係る評価」に改める。
第十条第二項に後段として次のように加える。

また、位置等に関する複数案のそれぞれ案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の

内容を明らかにできるよう整理するものとする。

第十一条第二項に次の一号を加える。

四 必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第十一条に次の一項を加える。

4 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

第十二条第五項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第十三条第六項中「第五条第五項、第六条第三項から第五項まで及び」を「第五条第二項において準用する第一条の六第四項、第六条第二項において準用する第一条の七第二項及び第三項、第六条第四項並びに」に、「第五条第六項」を「第五条第四項」に改める。

第十五条第一項に次の一号を加える。

八 専門家等の助言を受けた場合にあつては、その内容と専門分野等（可能な限り専門家等の所属機関の種別を含めるものとする。）

第十六条中「第二条」を「第一条の二」に改める。

第十七条第二項中「第二条」を「第一条の三（第一項第一号八を除く。）」、第一条の四第三項、第一条の六第二項から第四項まで、第一条の七第二項及び第三項、第二条第二項、第三条」に改め、「第二条第一項第一号八、」を削り、「、第六条第二項及び」を「及び第三項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項及び第三項、第十条第二項後段並びに」に、「及び」を「」並びに」に、「第二条第一項第一号イ中「対象事業」を「第一条の三第一項第一号イ中「第一種事業等」に、「第六条第一項第四号」を「同条第二項中「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と、第一条の四第三項中「第一項」とあるのは「第十七条第一項において準用する第三条第一項」と、第一条の六第二項中「前項第二号」とあるのは「第十七条第二項において準用する第五条第一項第二号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第五条第一項」と、「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たつて」と、第一条の七第二項中「その他の」とあるのは「、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とする。この場合にお

いて、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と、第二条第二項中「前項」とあるのは「第十七条第二項」と、第四条第一項中「前条第三項」とあるのは「第十七条第二項」と、第六条第一項第四号」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県告示第百三十九号

母子保健法の規定により徴収する費用の額に関する告示（昭和五十九年山口県告示第百三十九号）は、平成二十五年三月三十一日限り、廃止する。ただし、同日以前の期間における措置に係る費用の額については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎